

# 労働法で規定された国民のための社会保障制度に関する法律

## 第1章

### 総則

#### 第1条

本法は、カンボジア王国の労働法規定に定められた国民のための社会保障制度を以下のとおり体系化することを目的とする。

- 1- 老齢給付、障害給付及び遺族給付の提供を担う年金制度。
- 2- 労働災害及び職業上の疾病についての給付の提供を担う労災保険。

その他の付随する事象についての給付は、国家経済の実情に基づき政令で今後定めるものとする。

#### 第2条

保健及び社会福祉等の追加的な給付の提供については、政令で定める。

#### 第3条

本法で規定する社会保障制度は、国家社会保障基金の運営に基づくものとする。本国家社会保障基金の頭字語は「NSSF」である。国家社会保障基金は、公営企業一般法の公布に関する1996年6月15日付勅令第CS/RKM/06561/03号及び公的機関についての制定法に関する1997年12月31日付王国令第NS/RKT/1297/91号に準じた政令により法制化された公的機関である。

#### 第4条

本法における社会保障制度が対象とする者は、国籍、人種、性別、信仰する宗教、政治信条、出身地、社会的出自、労働組合員資格、労働組合における活動にかかわらず、以下に規定する者である。

- 労働法の規定で定義された全ての労働者で、カンボジア王国領域内で雇用主の利益のために就労する者であり、締結された契約の性質、形式、有効性又はその者が受領する賃金の種類及び金額にかかわらない。
- 国家労働者、公共作業の労働者及び公務員共通制定法又は外交官法が適用されないあらゆる者並びに公共サービスに一時的に任じられた役職員。
- リハビリテーションセンターの研修生及び訓練生は、本条第1項で規定する労働者とみなされなければならない。本条項の実施条件については社会保障制度を所管する省の省令で定める。
- 自営業を営む者。本項における規定内容は社会保障制度を所管する大臣の省令

で定める。

- 季節労働者又は不定期の労働者。規定実施上のその他の具体的な必要条件については、専門評議会及び国家社会保障基金理事会との協議後、社会保障制度を所管する大臣の省令で定める。

専門評議会の構成及び機能は、政令で定める。

## 第5条

- 1- 連続6か月の期間にわたって制度の加入資格を保持した者で、本法上の社会保障制度加入の強制条件を満たさなくなった者は、希望すれば年金制度を任意で継続できる。これに該当する者は、強制加入の終了又は強制加入者資格の喪失の日から3か月以内に任意条件での継続加入を申請しなければならない。
- 2- 専門評議会及び国家社会保障基金理事会からの協議書の受領に基づき、社会保障制度を所管する大臣は、本条で規定する任意年金制度に関する実施条件を定める省令を発しなければならない。

## 第6条

本法が対象とする雇用主及び労働者は、NSSFに対し保険料を納付する義務を負うものとする。保険料支払並びに受給権の取得に関する条件及び手続は、第3条で規定されるNSSFの設置についての政令で定める。

## 第2章 年金制度

### 第7条

年金制度による給付内容には、老齢年金及び一時給付、傷病年金、遺族年金及び一時給付が含まれる。

### 第8条

- 1- 55歳となったNSSF各加入者は、以下の条件を満たしたことを条件として老齢年金の受給資格を得る。
  - a- NSSFに最低20年間登録されていたこと。
  - b- 年金受給権取得日までの少なくとも10年の期間中、社会保障年金制度適格月の少なくとも60か月にわたり保険料の支払を行ったこと。
- 2- 前項で規定された条件を満たして、精神的な原因か身体的な原因かを問わず55歳となる前に収入を得る能力を失い早期の要保護状況に至った各NSSF加入者は、前倒しでの年金受給を求めることができる。55歳前の早期要保護状態の調査及び検証についての規定は、NSSF理事会との協議後、社会保障制度を所管する大臣の省令により発せられるものとする。

- 3- 老齢年金及び前倒し年金は、該当者が条件を既に適切に達成した日の翌暦月の1日において、該当者がこの前記の日から12か月以内の期間にNSSFに対して申請したことを条件として効力を生ずる。前記の日の後において年金に関する申請書が提出された場合、申請の受領日後の翌暦月の1日において年金は効力を生ずる。
- 4- 社会保障制度保険料の支払が60適格月未満である55歳の各NSSF加入者で、賃金の支払がかかわるあらゆる就労を終えていながら老齢年金を得るための他の条件を満たしていない者は、一時金で支払われる老齢一時給付を受け取る権利を有す。

## 第9条

55歳前に障害を持つに至ったNSSF加入者は、その者が以下に記載する条件を満たしたことを条件として傷病年金を受け取る権利を有する。

- a- NSSFに少なくとも5年間登録されていたこと。
- b- 受給が妥当となるに至った就労不能の開始日までの直近12か月内で6か月の社会保障制度適格月を満たしたこと。

## 第10条

老齢年金、傷病年金又は前倒し年金の受給者が死亡した場合、並びに死亡日の時点で老齢若しくは傷病年金を受給する必要条件を満たしていた、又は既に180か月の社会保障制度適格月を立証したNSSF加入者が死亡した場合、受益者は遺族年金を受け取る権利を得るものとする。

## 第11条

傷病年金を受け取る資格のないNSSF加入者で、死亡時までに180か月の社会保障制度適格月を立証していなかった者の死亡の場合、障害の有無にかかわらず、該当者の夫若しくは妻及び遺児は、NSSF加入者の月次の老齢年金以上の額の一時金で提供される遺族一時給付を受給する権利を持つものとする。

## 第3章 労働災害保険

## 第12条

原因にかかわらず労働者の身体に傷病の発生した事故で、労働者に過失があったかどうかにかかわらず、それが労働者の作業中若しくは就労時間内に発生している場合、又はいかなる職責若しくはいかなる場所であれ雇用主若しくは会社の役職者のために就労していた労働者若しくは賃金を得ていたかどうかにかかわらず訓練生の身体に傷病の発生した事故は、労働災害とみなされる。

同様に、自宅から職場への直接の通勤途上において発生した事故も、個人的又は非業務上の理由で移動を中断しなかった若しくは経路から外れなかった限りにおいて、

労働災害とみなされる。

### 第 13 条

- 1- 職業上の疾病も、労働災害保険の対象と推定される。社会保障制度を所管する大臣及び保健省大臣は、専門評議会と協議をしたうえで、肉体労働、有毒物質への曝露その他様々な疾病を引き起こす不健康な状況若しくは区域における業務遂行に関しての労働作業リストに対応した、職業上の疾病リストの設定に関する合同省令を発行するものとする。
- 2- このリストは、先端的な技術の改良及び職業上の疾病の予防方法に基づいた医学認識の促進により、定期的に改定されなければならない。
- 3- 労働者が就労を停止した日以降に労働災害保険対象として宣告された疾病は、宣告が本条第 1 項で規定された職業上の疾病リストにおいて示された期間中になされた場合には、その被害者は労災保険給付を得る権利を取得する。

### 第 14 条

- 1- 業務上の傷病若しくは通勤途上の事故又は職業上の疾病を被った被害者は、雇用主の代表者に対し、雇用者を傷つけた事故について報告しなければならない。ただし、不可抗力、連絡手段がないその他妥当な理由がある場合は、この限りでない。死亡事故であった場合には、受益者が当該義務を実行しなければならない。
- 2- 雇用主は、NSSF に対し、自身の企業で就労する労働者が被った業務上の傷病若しくは通勤途上の事故又は職業上の疾病について、48 時間を超えない期間内に報告しなければならない。この報告は、NSSF 理事会が起案し、社会保障制度を所管する省及び保健省の合同省令が定める様式によって実施されなければならない。
- 3- 業務上の傷病若しくは通勤途上の事故又は職業上の疾病の被害についての調査方法及び責任は、社会保障制度を所管する省と保健省の合同省令で定める。

### 第 15 条

労働災害保険給付は、以下のとおりである。

- a- 事故による休業の有無にかかわらず、業務上の傷病、通勤途上の事故又は職業上の疾病により発生した労働災害に関しての医療の提供。
- b- 業務上の傷病、通勤途上の事故又は職業上の疾病が引き起こした一時的な障害に関しての日額一時給付の支給。
- c- 業務上の傷病、通勤途上の事故又は職業上の疾病が引き起こした恒久的な障害に関しての傷病年金又は一時給付の支給。
- d- 葬儀料及び遺族年金の支給。

### 第 16 条

医療の提供は、以下のとおり行われる。

- a- レントゲン撮影, 臨床検査その他の解析と共に医療措置, 手術及び歯科治療。
- b- 治療に要する薬剤及び付帯製品の提供。
- c- 病院その他の場所での被害者介護についての一時給付の支給。
- d- NSSF が指定した若しくは認めた医師が求める又はあらゆる種類の活動のためのリハビリテーション若しくは職業再訓練の改善のための義肢又は整形外科必要品の提供, 維持管理及び修理。
- e- 社会保障制度を所管する大臣の省令で規定された条件に基づいたリハビリテーション訓練, 職業再訓練及び仕事の再斡旋。
- f- 事故現場から処置場所又は自宅への搬送。

## 第 17 条

NSSF が指定した又は認めた医師により適切に確認された一時的な障害の場合, 被害者は, 日額一時給付を受け取る権利を有す。日額一時給付は, 一定期間の治療後傷病が回復するまで又は被害者が傷病に起因して死亡するまで交付されるものとする。雇用主は, 労働者の欠勤となった定額給作業初日の日額賃金の支払義務を負う。

## 第 18 条

NSSF が指定した又は認めた医師が恒久的障害であると適切に認証した障害の被害者は, 以下の権利を有す。

- a- 少なくとも 20% に等しい被害の障害等級である場合には, 恒久障害年金。
- b- 20% に満たない被害の障害等級である場合には, 一時金として支給される障害一時給付。恒久障害の程度は, NSSF 理事会が提案し社会保障制度を所管する大臣省令で決定されるものとする。

## 第 19 条

労災事故が発生し被害者が死亡に至った場合, 国家社会保障基金は, 死亡給付及び被害者遺族年金を給付するものとする。

## 第 20 条

被害者遺族とは, 以下の基準を満たす者である。

- a- 事故の前において, 又は婚姻が事故の後であっても被害者が死亡する前において, 戸籍登録事務所で登録された適法な婚姻関係のある離婚していない妻若しくは夫。
- b- NSSF の制定についての政令で定める要件を満たす被害者の保護下にあった全ての子女。
- c- 事故の間において, 被害者の後見若しくは直接の保護下にあった両親又は老齢者。

## 第 21 条

- 1- 恒久的な身体の一部の障害についての年金を受給する NSSF 加入者が新たな労働災害保険の対象となった場合の新たな年金額は、新たな障害等級に基づいて再計算されなければならない。これにかかわらず、直近の事故の時点で、被害者がより高額 of 平均基準賃金を得ていた場合、この基準賃金が新たな年金の計算方法として取り入れられなければならない。
- 2- 障害一時給付を受領した NSSF 加入者で、少なくとも 20% の障害等級を引き起こす新たな労働災害保険の対象となった者は、自身の実際の障害等級に基づいた障害年金の資格を得る。直近の事故の時点で被害者がより高額 of 平均基準賃金を得ていた場合、この基準賃金が新たな年金の計算方法として取り入れられなければならない。
- 3- 一般論として障害年金は常に見直されなければならない。国家社会保障基金は、障害年金を受給した被害者のための先進的な医療検査を企画しなければならない。国家社会保障基金が命じた医療検査を被害者は拒否してはならない。

## 第 22 条

NSSF は、保健及び社会福祉活動プログラムの対象範囲において、労働衛生及び労働衛生実施に関する規則の制定等の労働災害防止策を講じなければならない。

## 第 4 章 一般条項

## 第 23 条

雇用主の加入方法、労働者登録、保険料支払、受給額の計算及び社会保障制度機能における雇用主及び労働者の責任に基づいた受給の提供についての内容は、NSSF 理事会が提案し、社会保障制度を所管する大臣による省令により発せられるものとする。

## 第 24 条

- 1- NSSF 保健社会福祉活動プログラム基金は、NSSF からのその他の収入に先立ち、雇用主による保険料、源泉徴収額の支払遅延及び賃金台帳の提出遅延に起因した資金による助成金を受けるものとする。
- 2- NSSF は、保健社会福祉活動基金を以下で費消する。
  - a- 一般予防、労働災害及び職業上の疾病の予防、職業教育リハビリテーション、労働災害統計の調査とデータ収集、並びに予防及び職業再訓練活動の改善推進キャンペーンに関する活動、
  - b- 各セクターにおける NSSF 加入者にとって重要な活動である保健社会福祉活動プログラムの分野で活動する公的若しくは民間の組織への資金援助の提供又は参加。

## 第 25 条

- 1- NSSF 加入者が給付の受領を認められる期間は、NSSF が指定若しくは認めた医師が適切に確認した病気の場合には同加入者が労災日額一時給付を受領した 6 か月以下の期間若しくは障害期間、又は労働法で規定された移動のための期間を含む通常の休暇欠勤期間と同等の期間である。
- 2- 社会保障制度における「適格月」とは、NSSF 加入者が少なくとも 15 日の就労を果たした月を言う。社会保障制度を所管する大臣は、本条の実施方法及び社会保障制度の適格月についての判定条件を定めなければならない。

## 第 26 条

年金額は、月額を基準として計算されるものとする。この月次計算は、NSSF 加入者の暦月 1 日における地位に応じて決定されるものとする。各月額は、100 リエルの位で四捨五入されるものとする。

年金の支払は、毎四半期で行われなければならない。

## 第 27 条

- 1- 労災保険日額一時給付及び葬儀代の請求権は、1 年で時効を迎えるものとする。
- 2- 年金、老齢及び障害一時給付並びに遺族給付の請求権は、5 年で時効を迎えるものとする。

## 第 28 条

別の者による介護を必要とする障害年金受給者は、年金額の 50% を追加して受給する権利を有する。

## 第 29 条

全ての受給権は譲渡できず、又は差押えできないものとする。ただし、労働法で規定された賃金の譲渡又は差押えと同等の条件により制限を受ける場合を除く。

## 第 30 条

障害年金であるか老齢年金であるかを問わず、本法規定に準じて 2 種類の年金の重複がある場合、受益権者は最も高額な年金を受領する権利を有する。

## 第 31 条

社会保障制度に関する規定及び規則の実施に関連した NSSF 加入者、雇用主及び NSSF 間の紛争又は不服で、NSSF 紛争又は不服の調整に関する委員会による調整を通じても解決できない紛争又は不服は、NSSF 加入者又は雇用主が居住する地区を管轄する司法裁判所の権限に服するものとする。社会保障制度を所管する大臣は、NSSF の紛争解決に関する委員会の構成及び設置について決定する省令を発するものとする。

る。

### 第 32 条

- 1- 本法で定められた老齢福祉制度とあらゆる公的保険制度との間の調整を行うにあたり、それらの地位や保険関係機関のシステムを変更する場合は、老後の生活、これまでのサービス及び保険期間を有効なものとするという視点を持って、調整システムを作成すること。
- 2- 社会保障制度を所管する省の省令により、調整システムの実施方法が定められるものとする。

### 第 33 条

国家社会保障基金は、納税の責任を負わないものとする。ただし、全面的に利潤追求のみの視点による事業又は取引としての性格を帯びた本基金の運営は、納税責任を負うものとする。

## 第 5 章 罰則

### 第 34 条

本法の規定の違反には、罰金若しくは禁錮又はそれら両方が科されるものとする。罰金を科すのは NSSF 役員である。

### 第 35 条

罰金は、基礎日額賃金を乗じて設定される。基礎日額賃金とは、社会保障制度を所管する大臣及び司法大臣の合同省令が規定する最低賃金である。

### 第 36 条

本法第 6 条及び第 23 条の違反は、保険料支払義務その他雇用主が負担しなければならない手続に関する処罰とは別に、基礎日額賃金 10 日から 30 日分の罰金に処すものとし、その累犯は基礎日額賃金 30 日から 90 日分の罰金に処すものとする。この罰金は、本法規定に反する条件で雇用される労働者数に応じて適用されるものとする。

### 第 37 条

賃金から控除したうえで年金制度において拠出すべき労働者の年金保険料を不正に留保した雇用主は、1 か月から 1 年の禁錮及び基礎日額賃金 120 日から 360 日分の罰金に処すものとし、又はそれら両種の処罰のいずれかに処すものとする。

3 年の期間内における累犯は、1 年から 5 年の禁錮及び基礎日額賃金 120 日から 360 日分の罰金に処すものとし、又はそれら両種の処罰のいずれかに処すものとする。



### 第 38 条

- 1- 受給資格のない者又は受取人が受益権を得るために書類を故意に偽造する行為は、基礎日額賃金 60 日から 90 日分の罰金若しくは 6 日から 1 か月の禁錮に処すものとし、又はそれら両種の処罰のいずれかに処すものとする。上記処罰は、同人が行う他の犯罪にかかわりなく科されるものとする。
- 2- 1 年の期間内における累犯は、最大の処罰、すなわち両種処罰を併科して適用するものとする。

### 第 39 条

第 36 条及び第 37 条で規定されたあらゆる事犯において、裁判所はあらゆる種類の媒体における判決の公開及び所定の様々な箇所における掲示を命ずる場合がある。この処罰に要する費用は違反者が負担しなければならない。

### 第 40 条

- 1- 上記第 34 条による処罰規定に反する雇用主又はその代表者を立件する公訴手続は、満 1 年が経過した時点における正式通知の発行後 15 日で時効を迎えるものとする。
- 2- 保険料徴収及び雇用主による保険料支払期限猶予手続に関する民事訴訟は、公訴手続が継続中であるか消滅後であるかにかかわらず、満 5 年が経過した時点における正式通知の発行後 15 日で時効を迎えるものとする。

## 第 6 章 最終規定

### 第 41 条

本法律に反する規定は、無効とする。

御名による勅令  
2002 年 9 月 25 日, プノンペン王宮  
国家元首代理  
**CHEA SIM**